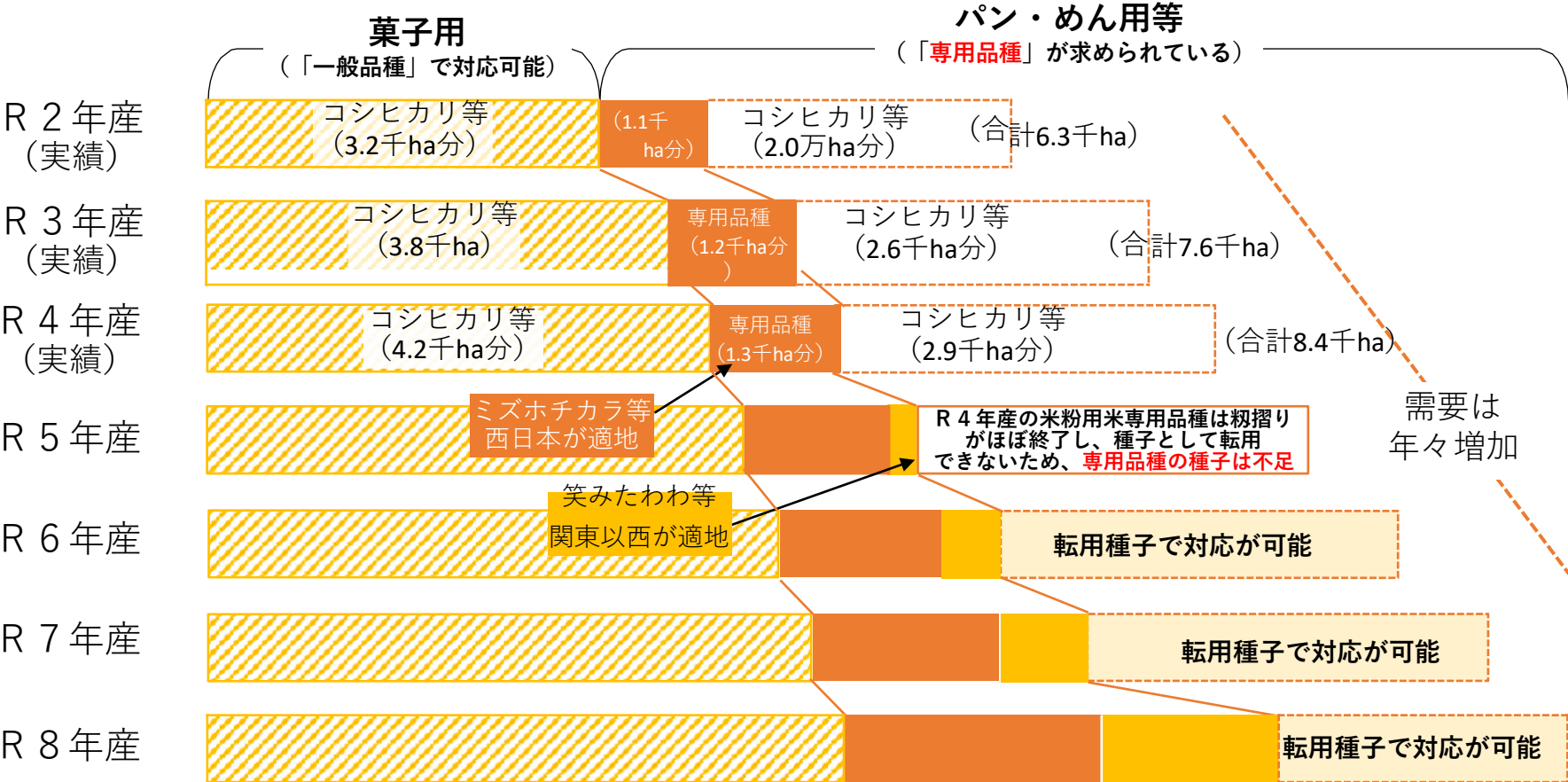


種子の増産スケジュール（米粉用米の専用品種）

- R 4 年産の米粉用米は、すでに多くが粳摺りを終了しており、今から種子としての転用※は困難。
このため、R 5 年産の米粉用米について、専用品種を前提とする場合、種子が不足。
- R 6 年産については、早期に種子への転用を行うことで、基本的に専用品種での生産が可能。
- この際、円滑な種子転用に必要な話し合いや、発芽試験に係る経費等の支援を検討。
- 実需者の意見も聴きつつ、需要に応じた専用品種の開発の支援も実施。

※ 種子の転用とは、飼料原料向けなど種子以外のために生産した収穫物（粳）を、発芽試験等の品質の確認を行った上で、県種子協会等が翌年産のは種用に仕向ける「転用種子」とすること。



令和5年産以降の米粉用米への支援について

令和5年産	令和6年産
- 従来と同じ支援内容を措置 (専用品種・一般品種を対象に数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a) - 今後、需要拡大が期待されるパン・麺用の 専用品種については、新規事業（コメ新市場 開拓等促進事業）により、9万円/10aの支援 の活用も可能	専用品種・一般品種への支援を継続

※耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。